

議案第 69 号

三朝町選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年6月19日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年6月23日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

三朝町選挙公報の発行に関する条例（昭和63年三朝町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同条中同項を第2項とする。

第5条中「第55条第2項」を「第55条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。